

(別添資料 2)

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和46年規則第94号）

新旧対照表

| 現行   | 改正後（案）   | 備考  |
|--|--|---|
| <p>（相対取引の承認申請）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2 前項の書面には，次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第2号イ <u>若しくは</u>第3号イの規定による承認書の写し</p> <p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は，次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 受託物品については，数量は産地別に同一品目，同一等級ごとに10%以内とする。ただし，<u>開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に卸売をするときその他</u>市長が特別の事情があると認めるときは，この限りでない。</p> <p>(2)（略）</p> | <p>（相対取引の承認申請）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2 前項の書面には，次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第2号イ，<u>第3号イ若しくは第4号イ</u>の規定による承認書の写し</p> <p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は，次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 受託物品については，数量は産地別に同一品目，同一等級ごとに10%以内とする。ただし，市長が特別の事情があると認めるときは，この限りでない。</p> <p>(2)（略）</p> | <p>相対取引の承認申請について，輸出に係る第三者販売を追加。</p> <p>調整転送に関する記述を削除。</p> |

2～4 (略)

5 条例第45条第5項の規定による届出の書面には、第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

6 条例第45条第6項の規定による届出のうち、同条第1項第2号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第1項第3号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、それぞれ記載しなければならない。

2～4 (略)

5 条例第45条第5項の規定による申請の書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該卸売の対象となる物品の品目

(4) 当該卸売による卸売の数量の上限

(5) 実施期間

(6) 当該卸売をしなければならない理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が取引慣行上必要と認める事項

6 条例第45条第6項の規定による届出の書面には、第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

7 条例第45条第7項の規定による届出のうち、同条第1項第2号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第1項第3号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、同条第1項第4号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第

輸出に係る第三者販売についての市長の承認を受けるための申請書の記載内容を規定。

条例第45条の項の繰り下げを反映。

〃

輸出に係る第三者販売の卸売数量の報告におい

(仲卸業者の業務の規制)

第63条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

6 条例第55条第7項の規定による届出の書面には、第2項各号に掲げる事項を記載するとともに、市長が取引慣行上必要と認める事項を併記しなければならない。

7 条例第55条第8項の規定による届出のうち、同条第2項第2号の契約に基づき買入れを行つた仲

5 項各号に掲げる事項を、それぞれ記載しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第63条 (略)

2～4 (略)

5 条例第55条第7項の規定による申請の書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該買入れの対象となる物品の品目

(4) 当該買入れに係る物品の数量の上限

(5) 実施期間

(6) 当該買入れをしなければならない理由

6 (略)

7 条例第55条第8項の規定による届出の書面には、第2項各号に掲げる事項を記載するとともに、市長が取引慣行上必要と認める事項を併記しなければならない。

8 条例第55条第9項の規定による届出のうち、同条第2項第2号の契約に基づき買入れを行つた仲

て、併せて報告する事項を規定。

輸出に係る直荷引きについての市長の承認を受けるための申請書の記載内容を規定。

条例第55条の項の繰り下げを反映。

”

卸業者の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第2項第3号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、それぞれ記載するとともに、市長が取引慣行上必要と認める事項を併記しなければならない。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第65条 条例第58条第1項に規定する衛生上有害な物品が搬入されたときは、すみやかに、品名、数量及び出荷者を市長に届け出なければならない。

卸業者の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第2項第3号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、同条第2項第4号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者の届出の書面には第5項各号に掲げる事項を、それぞれ記載するとともに、市長が取引慣行上必要と認める事項を併記しなければならない。

(衛生上有害な物品等の売買禁止)

第65条 条例第58条第1項に規定する衛生上有害な物品等が搬入されたときは、すみやかに、品名、数量及び出荷者を市長に届け出なければならない。

輸出に係る直荷引きの販売数量の報告において、併せて報告する事項を規定。

人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品の搬入の届出の追加。

## 別表第4

## 施設使用料

| 種別            | 単位               | 金額  |
|---------------|------------------|---|
| 卸売業者市場<br>使用料 |                  | 卸売金額の1,000分の3   |
| 仲卸業者市場<br>使用料 |                  | 仲卸業者が条例第55条<br>第2項第1号の規定によ<br>る許可又は同項第2号<br>ウ若しくは第3号イの<br>承認を受けた場合にお<br>けるその買い入れた物<br>品の販売金額（消費税<br>額及び地方消費税額を<br>含む。）の1,000分の3 |
| 空地使用料         | 1日1平方メー<br>トルにつき | 3円  |
| 用地使用料         | 1月1平方メー<br>トルにつき | 92円   |

## 別表第4

## 施設使用料

| 種別            | 単位               | 金額   |
|---------------|------------------|--|
| 卸売業者市場<br>使用料 |                  | 卸売金額の1,000分の3  |
| 仲卸業者市場<br>使用料 |                  | 仲卸業者が条例第55条<br>第2項第1号の規定によ<br>る許可又は同項第2号<br>ウ、第3号イ若しくは第<br>4号イの承認を受けた<br>場合におけるその買い<br>入れた物品の販売金額<br>（消費税額及び地方消<br>費税額を含む。）の1,0<br>00分の3 |
| 空地使用料         | 1日1平方メー<br>トルにつき | 3円   |
| 用地使用料         | 1月1平方メー<br>トルにつき | 92円  |

既存の直荷引き（買入れが困難な物品、共同集荷等）と同様に、輸出に係る直荷引きについて、仲卸業者市場使用料を納付。